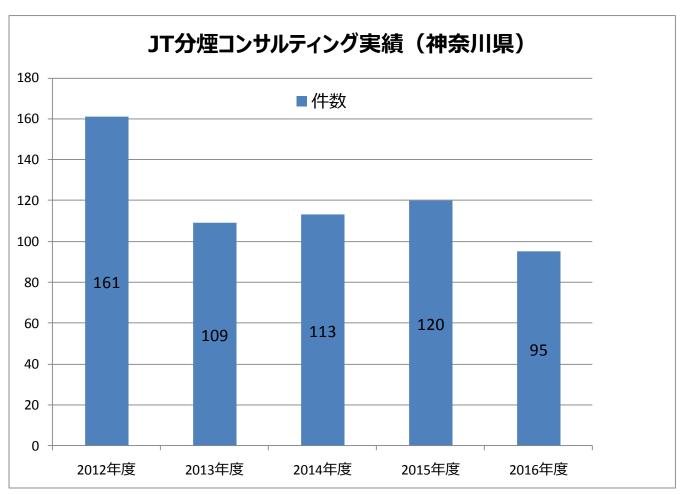
「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会 意見陳述 参考資料

> 2016年9月21日 日本たばこ産業株式会社

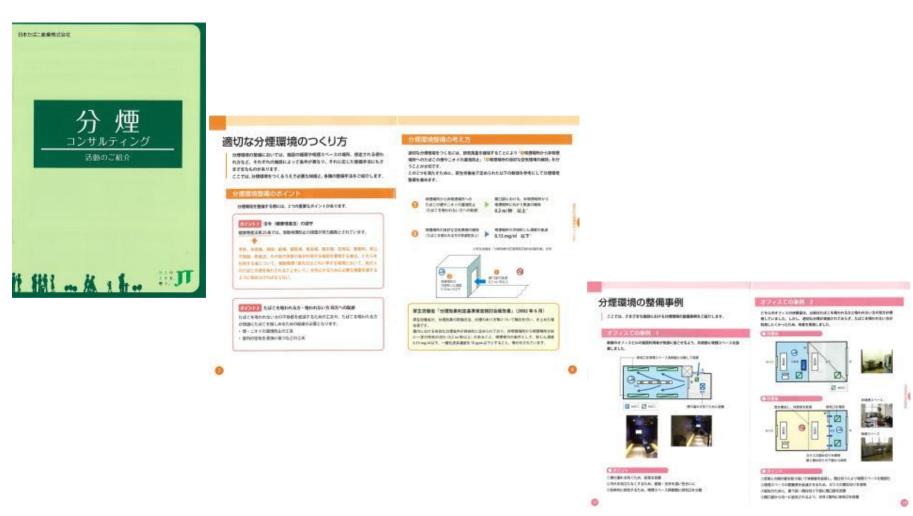
神奈川県におけるJT分煙コンサルティング実績(期間:2012年4月~2016年9月12日)

対応年度	件数
2012年度	161
2013年度	109
2014年度	113
2015年度	120
2016年度	95
総計	598

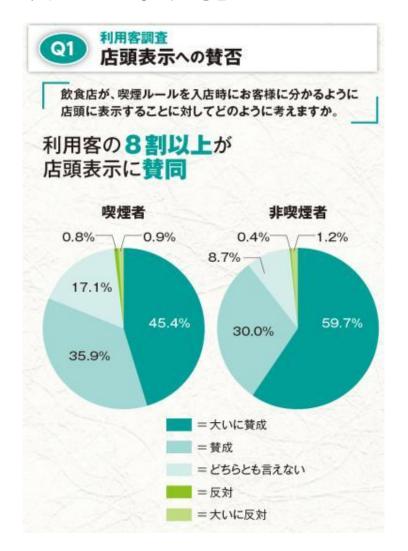


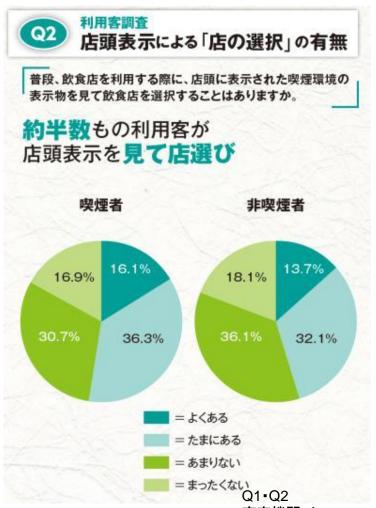
2016年度実績: 2016年1月1日~9月12日迄の実績です。

【分煙コンサルティング 活動のご紹介】より一部を抜粋



【近代食堂2016年8月号】より一部を抜粋





実査機関:クロスマーケティング

調査機関:2016年2月

横浜市中区・西区飲食店への喫煙環境の店頭表示調査

参考資料4

【JT調べ】

■ 調査内容 横浜市繁華街である中区・西区の店頭表示貼付調査

■ 調査対象先 横浜市中区、西区飲食店

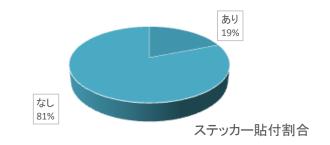
■ 抽出飲食店 タウンページデータより

■ 対象店舗数 2,905軒

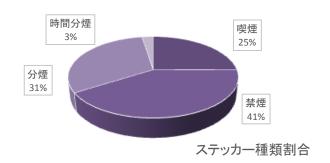
■ 調査内容 喫煙環境店頭表示の貼付状況調査(目視確認)

■ 調査期間 2016年8月

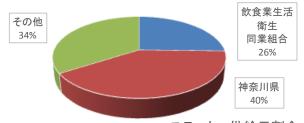




ステッカー種類割合	店舗数	割合
喫煙	138	3 24.9%
禁煙	228	3 41.2%
分煙	174	31.4%
時間分煙	14	2.5%
合計	554	100.0%



ステッカー供給元	店舗数		割合
飲食業生活衛生 同業組合		141	25.5%
神奈川県		224	40.4%
その他		189	34.1%
合計		554	100.0%



ステッカー供給元割合

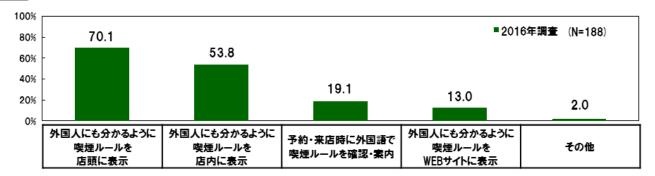
外国人向け喫煙環境整備に向けた調査

【出展:日経リサーチ2016年4月】

外国人向け喫煙環境整備の取組み具体的施策

Q. 外国人向けの喫煙環境整備の取組みについて、具体的にどのようなことを検討・実施していますか(する予定ですか)。(MA)

[外国人向け喫煙環境整備の取組み 具体的施策]



参考資料⑥

各都道府県における店頭表示の取り組み

【神奈川県ステッカー】 神奈川県HPより一部画像を抜粋





参考資料⑥

各都道府県における店頭表示の取り組み

【京都府ステッカー】 京都府HP・事業者連絡協議会パンフより一部画像を抜粋









京都府は、2013年制定の「京都府受動喫煙防止憲章」に基づき、事業者団体と協定を締結して店頭表示の貼付促進に向けてた官民一体の取組みを推進。

京都府知事や京都市長も参加する店頭表示ステッカーの貼付イベント等を開催

【兵庫県ステッカー】 兵庫県HPより一部画像を抜粋

1.表示用ステッカー

店舗等の喫煙環境について、表示する義務があります。なお、類似の表示も可能です。

A.禁煙	B.厳格な分煙	C.喫煙区域·室	D.時間分煙	E.喫煙可能施設
受動喫煙防止に 御協力ください Augustian Mo SMOKING か近/念程 まで SMRAMSTV	受動喫煙防止に 御協力ください ・	受動喫煙防止に 御協力ください ・ PV	受動喫煙防止に 御協力ください	受動喫煙防止に 御協力ください 中央 大型 SNIKING PERMITTED HERE TSX45/可吸血 では コマ COMMUNICATION COS
	施設の入口等に掲示	喫煙区域の入口等に 掲示		喫煙を勧める意図で はありません

参考資料⑥

各都道府県における店頭表示の取り組み

【広島県ステッカー】広島県HPより一部画像を抜粋











【東京都ステッカー】 東京都HPより一部画像を抜粋

Welcome to TOKYO



全席禁煙です。

Smoke-free establishment, 全部席位隸畑/全部席位隸煙 전석 공연입니다

下記の時間は禁煙です。

No Smaking Time. 整据时间/赞愿差别 급연 시간

Welcome to TOKYO



仕切り壁を設けて分煙しています。

Partition separated. 本店设置原斯塔达行分区设施 本店設置際問題進行分級股級 당정은 전용 벽을 설치하여 흡연석/급연석을 구분합니다.

喫煙室を設けて分煙しています。

Room separated, 本店设置吸烟室进行分区吸烟 本店設置報煙室建行分區級是 당점은 흡연실을 설치하여 흡연석/급연석을 구분합니다

Welcome to TOKYO



SEPARATE SEATING AREAS

エリア分煙

禁煙席にも煙が流れてくる可能性があります。 Smoke may drift into non-smoking areas. 有的地方调气可能会造到禁烟声位

有的地方蕴集可能會流列禁羅密位 자리에 따라 급연석에도 연기가 흘러들어볼 가능성이 있습니다



Welcome to TOKYO



全席で喫煙が可能です。 Smoking permitted in all areas. 全部席位均可吸烟/全部席位均可吸煙 전석에서 흡연 가능합니다



【店舗向け】店頭表示用ステッカーと普及啓発用リーフレット(平成 28年3月作成)

お店の受動喫煙対策状況について店頭表示をしましょう!

お客様がお店に入る前に、受動喫煙対策状況(禁煙、分煙など)がわかると、

たばこを吸う人も吸わない人もお店を選びやすく、お客様間のトラブルが減少し、サービス向上につながり ます。

東京都では、店頭表示用のステッカー及び普及啓発用リーフレットを作成しましたので、御活用ください。

お客様にとって、入店前の情報が大切です。

外国のお客様にも分かりやすく、お店の喫煙ルールをお知らせすることが大切です。

外国から来日するお客様にとって、外出時の喫煙環境はそれぞれの国によってさまざま。 大切なのは「お店のルール」は何なのかを、事前に明確にお知らせすること。 店頭表示を徹底することで、

安心して気持ち良く、お店でのひと時をお楽しみいただけます。

11

【三重県ステッカー】 三重県HPより一部画像を抜粋

三重県は伊勢志摩サミットでの受動喫煙ゼロをめざして取り組んでいます

伊勢志摩サミット受動喫煙ゼロ宣言

三重期は、美しい目的や含かな文化にあられ、方くからお伊勢参加に訪れる多くの人々をもてなしてきた歴史があります。私 たち二重明記はその心を現在も継承に、同内的から、「東部に本語される方をおもてなししています。

すべての人々が健康できせに逃ごせることは三重形民共通の願いです。しかしながら、受動機関防止は個人の努力だけ でかなうものではなく、環境を整えることも必要であり、受動機関はそへの収削が走められます。

このたび伊勢志孝サミナが開催されるこれたり、原民・事業者等の協力を得なかり、この地域を訪れる人に快適な環境を提供することをここに宣言するとともここのおもてなこの精神が200年の東京オリンピック・パッリンピック等回数的なイベントなどに引き継がれているとう日本の地から発信しています。

- 一、サミット期間中、地元の理解・協力を得ながら、おもてなしの精神のもと、伊勢志摩地域を 訪れる人に快適な環境を提供します。
- 二、炭煙者に配慮しながら、受動炭煙を避けることができる環境整備を行うため、 わかりやすい表示を推進し、受動炭煙を防止します。
- 三、受動喫煙が及ぼす健康への影響や受動喫煙防止に関する情報について 広く原民に周知します。
- 四、サミット終了後もこの取締を一適性で終わらせることなく、地域の協力を 得なから取組を継続していきます。

成38年4月

三世界和本 鈴 木 英 敬



受動喫煙防止のため協力いただける施設等で、喫煙環境の表示をしています



DESCRIPTION OF THE PERSONS

単級関係企業制度

申请按内全面禁题

시설색 전반경반



ARREST - LABOR III.





三番縣民会議

SERVICE AND

問い合わせ先:三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課 がん・健康対策班 TEL059-224-2294 FAX 059-224-2340

【千葉県ステッカー】 千葉県HPより一部画像を抜粋

喫煙環境を店頭に表示しましょう

たばこを吸う人も吸わない人も、喫煙環境表示が店頭に掲示してあると、利用するお店を 選びやすくなります。「吸わない人に吸わせない」ことが受動喫煙を防止する上で大切です。

<u> 喫煙環境表示例</u>











改正労働安全衛生法、厚生労働省受動喫煙防止対策助成金

厚生労働省HPより一部画像を抜粋

第71条(国の援助)

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、 作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場にお る健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする。



『煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。 呼防止対策に取り組む事業者に対し、国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に

努めるものとする。

【国による支援措置の概要】※平成25年度実施の支援措置の概要

受動喫煙防止対策助成金

助成対象:全ての業種の中小企業事業主 助成対象: 喫煙室の設置のための費用

助成率等: 上記費用の1/2(上限200万円)



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準 への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- 経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対 策に関する説明会を実施。

たばご煙の濃度等の測定機器の無料貸出

職場の空気環境を確認するために、たばこ 煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する 機器(粉じん計、風速計)の無料貸し出し を実施。



兵庫県受動喫煙防止等に関する条例

兵庫県HPより一部画像を抜粋

(財政上の措置)

第20条 県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に当たり必要となる経費について、県が財政上の措置を講ずるよう努める旨規定するものである。

【解説】

県は、本条例の目的である受動喫煙の防止等のために必要な施策について、財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

参考資料(9)

東京都パンフレットより一部画像を抜粋

ただし、風雷法覚察の許可を受けている課数、またはこれに難する施設を確定ます。

2. 分煙環境整備後において、東京都が行うアンケート

調査や視察受入れ、事業PRなどに協力すること。

■費本金5.000万円以下をたは

世形変異異数50人以下の意義者

補助対象となる事業者

東京都内の宿泊施設

BUILDING SHEERINGSON

利用で多る機能に関います。略算は食みません。

1. 多言語対応に取り組んでいる。

補助率:補助対象経費の4/5

例) 補助対象経費200万円の場合 200万円×4/5=160万円

福助対象装置500万円の場合

または取り組もうとしていること。

補助限度額: 1施設につき300万円

喫煙室等の設置に必要な経費のうち、

(換気扇、ダクト工事)、電気工事費等

下記1~3のいずれかの取組

500万円×4/5=400万円 植助金額は維助上限の300万円

建築工事費(同仕切り、壁等)、給排気設備費

2. エリア分類 | 書房を検理区域と新理区域に分ける方法

3. フロア分類(表揮記簿と業費図域をフロアで分ける方法)

1、喫煙室の設置(ロビーや食金フロアに領金タイプの供煙室を設ける方法)

補助事業の概要

補助対象

要件

補助率 限度模 掲載日 2015年07月23日 日本経済新聞



援する。外田人客を積極 店の分煙環境の整備を支 訪日客に対応 テ 人を補助する。 分煙に必要な設備の購 都 喫煙室の 煙応 ばこの害やにおいに敏感 な外国人客も多いことか 補

欧米各国では屋内での

ら、都では受動喫煙を防

円を上限に、費用で 4を補助する。 費用の5分 補助の

さたい考えだ。

多言語対応に取り組 れるな

ムベージやメニュ ンサルタント

宿泊施設や飲食店の分煙環境整備の補助金事業(予算総額10億円)を新設し、2015年7月より事業を開始